

尼崎市障害者計画（第3期）  
・ 障害福祉計画（第4期）

平成27年4月

尼 崎 市

ひと咲き まち咲き あまがさき

# — 目次 —

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 .....	2
2 障害者施策の動向.....	3
3 各障害者施策の概要.....	4

## 第2章 計画の性格

1 計画の位置付け.....	12
2 他計画との関連.....	12
3 計画期間.....	13
4 計画の策定体制.....	13

## 第3章 障害のある人を取り巻く現状

1 障害者手帳所持者数.....	16
2 難病患者の状況.....	23
3 障害のある人に係る現状 .....	24
4 地域生活及び一般就労への移行状況等（障害福祉計画） .....	39
5 障害福祉サービス等の利用状況等（障害福祉計画） .....	41

## 第4章 計画の基本的な考え方

1 障害の概念.....	50
2 基本理念.....	51
3 本計画における重点課題 .....	53

## 第5章 障害者施策の推進

基本施策1 保健・医療.....	60
基本施策2 福祉サービス、相談支援 .....	66
基本施策3 療育・教育.....	71
基本施策4 雇用・就労.....	78
基本施策5 生活環境、移動・交通.....	82
基本施策6 スポーツ・文化、社会参加活動.....	86
基本施策7 安全・安心.....	90
基本施策8 情報、啓発・差別の解消 .....	95
基本施策9 権利擁護、行政サービス等における配慮.....	100

# 第 3 章

障害のある人を取り巻く現状

# 3 障害のある人に係る現状

## (1) アンケート調査の概要

本市における障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、ご意見等を把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

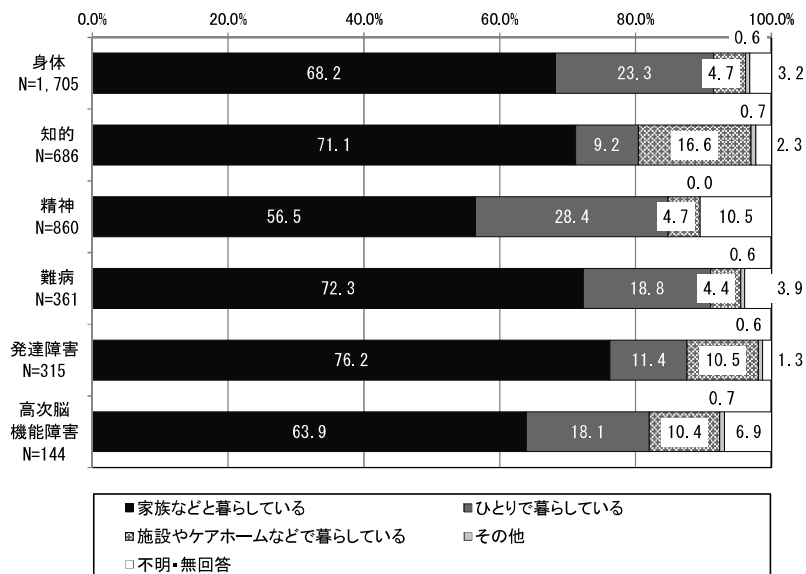
調査対象者	平成 26 年 2 月 1 日現在において本市の、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病患者のうち、手帳所持者については、全対象者からの無作為抽出を行いました。また、難病患者については関係団体にご協力をいただきました。		
調査方法	郵送による配布・回収		
基準日	平成 26 年 2 月 1 日現在		
調査期間	平成 26 年 3 月 14 日～平成 26 年 3 月 28 日		
調査数	8,480		
回収数	3,610	回収率	42.6%

## (2) アンケート調査の結果

●「あなた」は、普段どなたと一緒に暮らしていますか。

現在の生活状況は、18 歳以上では「家族などと暮らしている」が最も多く、知的障害、難病、発達障害では 7 割台、身体障害、高次脳機能障害では 6 割台、精神障害では 5 割台となっています。また、身体障害、精神障害では「ひとりで暮らしている」が 2 割台、知的障害では「施設やケアホームなどで暮らしている」が 1 割台半ばとなっています。

【18 歳以上】

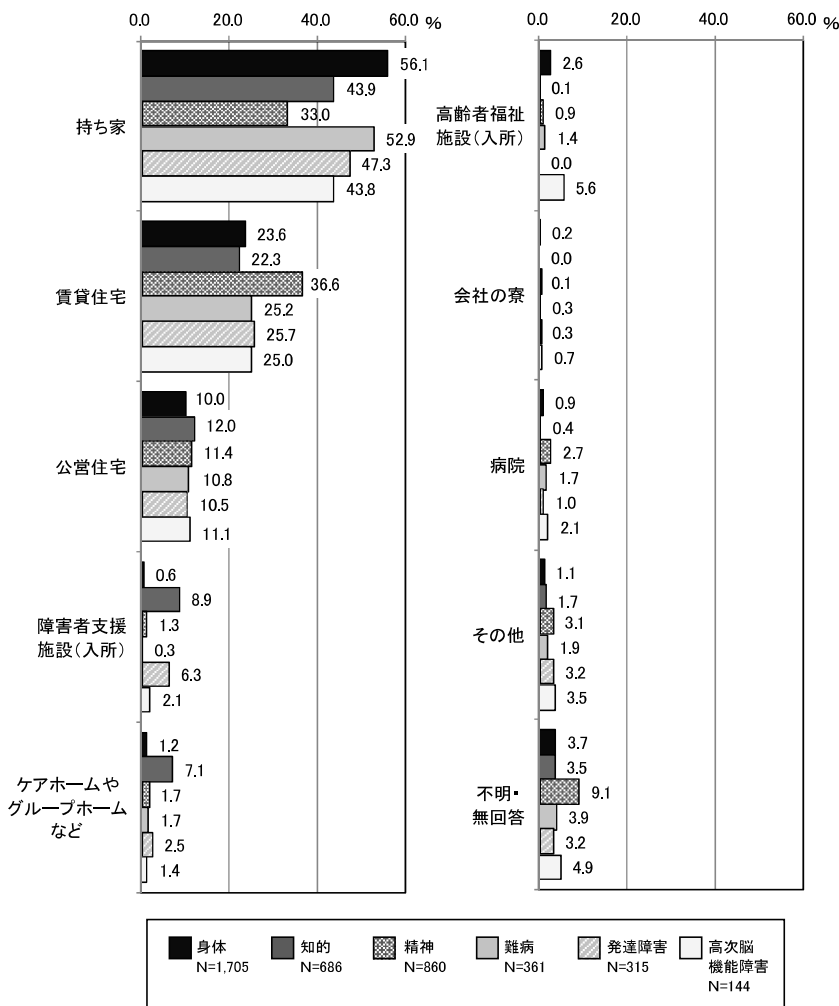


※ グラフ中のN (Number of case) は、有効回答者数を表しています。(以下のグラフも同様)

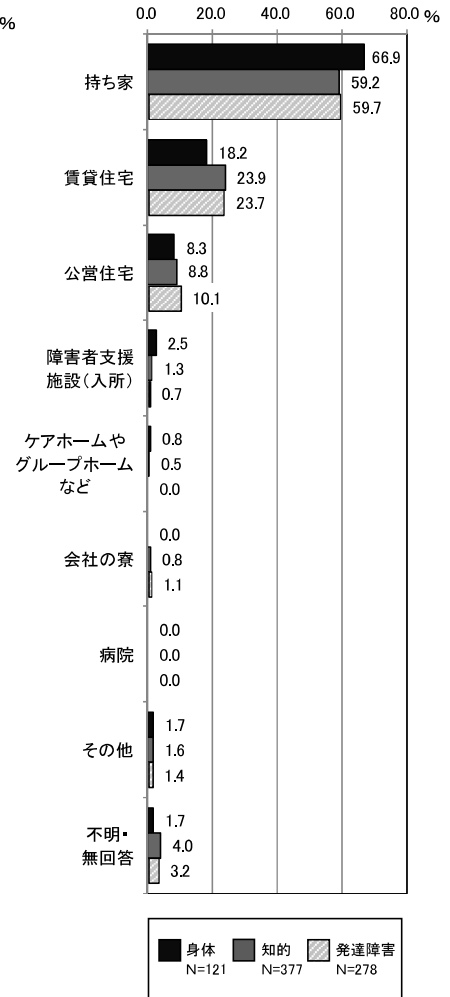
●「あなた」の普段のお住まい、あるいは暮らしているのはどこですか。

居住形態は、18歳以上では精神障害を除くいずれの障害においても「持ち家」「賃貸住宅」「公営住宅」の順に多く、精神障害では「賃貸住宅」「持ち家」「公営住宅」の順に多くなっています。それ以外の項目をみると、他の障害種別に比べ、知的障害では「障害者支援施設（入所）」「ケアホームやグループホームなど」、高次脳機能障害では「高齢者福祉施設（入所）」がやや高い割合となっています。

【18歳以上】



【18歳未満】



# 第 5 章

## 障害者施策の推進

## 基本施策2 福祉サービス、相談支援

- 障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供や相談支援の充実に取り組むことが重要です。
- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別・特性に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備が求められています。
- 障害のある人の個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めることが必要です。
- 各種のガイドラインの策定及び周知、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談支援業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等、関係機関のネットワークの構築及びその活用を推進し、障害のある人が身近な地域で必要に応じた相談支援を受けることができる体制の整備が求められています。

### 市の現状と課題

- 日常生活において支援が必要な障害のある人に対して、障害者総合支援法に基づき、居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの提供や補装具の給付等を行うとともに、必要な情報の提供・助言やその他障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用についての相談支援等を行っています。
- 障害福祉サービスのうち、居宅介護等の訪問系サービスや生活介護については、サービス提供事業者や利用者の増加等にともない、支給実績が大幅に増加しています。今後とも障害のある人のニーズに対応した質の高いサービスを提供することができるよう、適切なサービス提供体制の確保とサービス提供事業者の質の向上を図り、持続可能な制度の構築に努めていくことが課題となっています。
- 障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定対象者全員に対して、それぞれ「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」を作成することが制度化されています。本市においては、公表を前提とした支給決定基準（ガイドライン）が未作成であったことや、計画を作成する指定特定相談支援事業所が不足しているなどの課題があるため、早期作成に向けた対応が必要となっています。また、入院・入所している障害のある人に対して、地域生活への移行と定着を進めていくため、これらの支援を行う指定一般相談支援事業所の設置促進を図る必要があります。さらに、相談支援事業が多様化する中、保健・福祉に係る各組織が一体的かつ密接な連携のもとで対応できる基幹型の総合相談窓口（基幹相談支援センターなど）の設置が求められています。
- 障害のある人の地域生活を支援するための課題などについて協議を行うため、尼崎市自立

支援協議会の「あまのくらし部会」、「ガイドライン検討部会」を開催し、当事者をはじめ、福祉・保健・医療の関係者等が情報を共有し検討を進めています。「あまのくらし部会」では、「保護者の高齢化」などにともなう障害のある人の自立生活に向けた支援体制の検討や地域のネットワークづくり等に取り組んでいます。引き続き、「親亡き後」などの地域生活における課題等について検討を進める必要があります。また、「ガイドライン検討部会」では、障害福祉サービス等の支給決定基準（ガイドライン）の作成等に取り組んでいます。今後、このガイドラインが適正かつ適切に運用されるよう、利用者や事業所等に対する十分な周知・説明や定期的な検証等に取り組むとともに、引き続き、地域生活支援事業に係るガイドラインの作成等についても検討を進める必要があります。

### アンケート の傾向

(アンケート調査結果からの総括・考察より)

- 現在利用しているサービスでは、居宅におけるサービスである「ホームヘルプ」や「移動支援」が最も多くなっています。引き続き、サービスの利用状況や利用ニーズ等を把握していく必要があります。
- 障害福祉サービスを利用したいのにできない人の割合が低いことや、その理由の多くが利用制限等であることから、ほとんどの人が安定的にサービスを利用できている様子が伺えます。今後も安定的かつ継続的なサービスの提供等に努めていく必要があります。
- 地域で生活を送るには、特に、福祉サービスの利用に関する相談をはじめ、様々な相談等が必要であることから、体制の整備（身近な地域での相談、障害特性に応じた専門相談の提供等）に取り組む必要があります。

### 市民の声

(テーマ別部会等の意見より)

- 障害福祉サービスを受ける場合、ケアマネジャーがいないので事業所探しから自分でしなければならない。
- ヘルパーについては、必要なときに人員不足等を理由に利用できないことが多い。
- 重症心身障害の人や医療的ケアを必要とする人はサービスを受けられる事業所が少なく介護者の負担が大きい。
- 軽度障害のある人や目に見えにくい障害のある人の場合、相談しても理解が得られにくい。
- 軽度障害のある人は、障害者年金の対象にならない場合もあり、経済的な不安がつきまとうため、今後の人生に不安がある。
- 相談支援専門員が不足しているため、解消してほしい。